

# 火山防災協議会における最近の取組状況 および 内閣府の避難計画の策定促進に向けた取り組み

内閣府(防災担当)

# 御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)

平成27年3月26日  
中央防災会議 防災対策実行会議  
火山防災対策推進WG

## ○御嶽山噴火(H26.9.27) 死者58名、行方不明者5名(H27.8現在)

多くの登山者が被災した戦後最悪の火山災害 火山監視・観測体制、火山防災情報伝達、専門育成等の課題が顕在化

- ◎火山と共生していくためには、日頃から火山の恩恵を享受する一方で、噴火時等には迅速な避難などの防災行動が必要となり、そのためには、火山や噴火災害についての理解を深めておくことが重要。
- ◎頻繁に噴火している火山は多くないため、噴火の経験がある行政職員や地域住民はごく限られる。
- ◎噴火に伴う現象の種類や噴火の規模は多様であることから、火山防災対策を推進するためには、火山ごとに詳細な調査・研究に基づいた検討を行う必要があるが、火山研究者の人数は十分でなく、火山防災に資する研究は必ずしも進んでいない。

火山噴火予知連絡会(気象庁)  
火山観測体制等に関する検討会  
火山情報の提供に関する検討会  
\* H27. 3. 26 とりまとめ

科学技術・学術審議会 地震火山部会(文科省)  
「御嶽山の噴火を踏まえた火山観測研究の課題と対応について」 H26. 11 とりまとめ

中央防災会議  
火山防災対策推進WG  
「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進」  
とりまとめ

## 1. 火山防災対策を推進するためのしくみについて

- ①国による火山防災対策の基本方針の策定
- ②火山防災協議会の設置と、協議会における避難計画等作成について位置づけを明確化
- ③火山防災対策の立案と、それに資する監視観測・調査研究体制を強化するため、関係機関の連携強化や、より一体的な火山防災推進体制の整備
- ④WGで提言した取組のフォローアップを継続して実施

内閣府に「火山防災対策推進検討会議」を設置して継続的に検討

## 2. 火山監視・観測体制について

### (1) 火山監視・観測体制の強化

- ①観測施設整備機関どうしの相互の協力・補完および観測データの一層の共有化を推進し、火山監視・観測体制を強化
- ②常時観測47火山に八甲田山、十和田、弥陀ヶ原を追加して5.0火山とし、監視・観測体制を速やかに構築

### (2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制

- ①火口付近の観測施設の緊急整備、および兆候をより早期に把握するための技術開発
- ②機動観測の実施体制の強化、速やかな現地調査の実施および観測機器設置のための調整
- ③日頃山を見ている人から情報収集するネットワーク強化のため、火山防災協議会において「火山情報連絡員制度」を整備

## 3. 火山防災情報の伝達について

### (1) わかりやすい情報提供

- ①・噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準の精査および公表による速やかな引上げ  
・レベル引上げの基準に至らない場合、直ちに火山機動観測班による緊急観測を実施し、できる限り速やかにレベルを引き上げるか否かについて判断
- ②・変化が観測された段階での活動変化状況及び緊急観測実施の公表(臨時の解説情報)  
・臨時の解説情報に盛り込むべき内容や、情報伝達方法、地元関係機関の「火山防災対応手順」等についてあらかじめ火山防災協議会において検討
- ③噴火警戒レベル1のキーワードを「平常」から「活火山であることに留意」に変更
- ④噴火発生の情報(噴火速報)の迅速な提供および伝達手段の検討
- ⑤火山を訪れる者が事前に火山の状況を容易に確認できるよう、火山登山者向け情報提供のHPを充実させるとともに、活動に変化があった火山が一目で分かる一覧を掲載

### (2) 情報伝達手段の強化

- ①情報伝達手段の多様化(防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、山小屋等を介した情報伝達 等)
- ②携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、緊急速報メールの活用や電波通信状況の改善、エリアマップの登山者等におけるわかりやすい公表
- ③旅行者に対する情報伝達について観光施設等を通じた情報伝達(観光・宿泊施設や駅のターミナル等におけるブッシュ型の情報提供 等)

## 4. 火山噴火からの適切な避難方策等について

### (1) 退避壕・退避舎等の避難施設の整備のあり方

退避壕・退避舎の効果や設置に関する考え方、設計における留意点等について整理した「退避壕・退避舎等整備ガイドライン」を作成

### (2) 登山者、旅行者を対象とした避難体制のあり方

- ①火山防災協議会で必要性を勘案し、適宜登山届制度を導入(導入の際はITを用いた仕組みの活用)
- ②山小屋や山岳ガイド等との連携により情報収集・伝達体制の整備、避難・救助対策の検討  
防災訓練の実施を推進。状況に応じて山小屋への通信機器やヘルメットの配備支援を検討
- ③集客施設が参画する観光関係団体の協議会参画及び集客施設等による避難確保計画作成

### (3) 火山防災訓練の推進

火山防災協議会メンバーの連携による登山者等を想定した火山防災訓練の実施

## 5. 火山防災教育や火山に関する知識の普及について

### (1) 火山防災に関する学校教育

- ①次期学習指導要領の改訂に向けた全体の議論の中で、防災教育の在り方について検討
- ②火山地域の学校における実践的な防災教育への支援の充実(出前講座、パンフ作成 等)

### (2) 登山者、旅行者、住民等への啓発

- ①登山者は、情報の収集、必要な装備等の確保、登山届の提出等自身の安全に責任を持つ
- ②旅行者への啓発としてビジターセンター・ジオパーク等の活用、旅行業者、交通事業者を通じた啓発を実施(旅行業者等に対する研修会開催、旅行者への説明パンフ作成 等)
- ③地域住民等、広く一般への啓発として、火山防災マップの配布や説明の機会等を通じた火山防災の意識高揚。地域における自主防災組織や防災リーダーの育成を実施(火山防災エキスパート制度等の活用、火山砂防フォーラム等の講演会、勉強会の開催 等)

## 6. 火山研究体制の強化と火山研究者の育成について

### (1) 重点研究火山について

現状の16火山に、御嶽山、雌阿寒岳、十和田、蔵王山、吾妻山、那須岳、弥陀ヶ原、焼岳、九重山を加え2.5火山とし、重点的に観測・研究を実施

### (2) 火山防災のための火山研究者の知見の活用と育成について

- ①火山監視・評価体制の強化について、明確な火山活動評価を行うための火山研究者の知見の活用、および気象庁職員の火山活動評価力を向上させるための技術研修の実施
- ②火山防災対策の強化について、「火山防災対策推進検討会議」での検討・調整を通して火山専門家の火山防災協議会への積極参加を推進、また、協議会への各種支援策の検討、協議会に参画する火山専門家の連絡・連携会議の設置を実施
- ③火山研究体制の強化について、プロジェクト研究を通じたポストドク人材等の確保・育成、火山研究分野全体の活性化を進めるとともに、これらについて具体的な検討の場を設置

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

## 1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

## 2. 法律の概要

### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

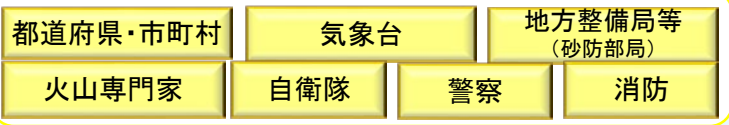
#### ○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

**火山災害警戒地域の指定（第3条）** 警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を基本）

#### 火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）  
**必須構成員**



必要に応じて追加

観光関係団体等 ※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

#### 協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

#### 噴火シナリオ

※噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

#### 火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を地図上に示したもの

#### 噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

#### 避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

#### 【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2. 3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

#### 【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

#### 【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知

#### 【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

#### ○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

#### ○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- ・自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

## 1. 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

### (1) 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の意義

- ・警戒避難体制の整備等のソフト対策を含めた、総合的な火山防災の推進について基本的な考えを示す

### (2) 火山災害の特殊性

- ・噴火前の予測が困難

### (3) 火山地域の関係者が一体となった検討の必要性

- ・火山地域の関係者が「火山防災協議会」を設置

### (4) 警戒避難体制の整備

### (5) 噴火時や噴火に備えた施設等の整備

## 2. 火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定について指針となるべき事項 \*1

### (1) 火山災害警戒地域の指定 \*2

- ・「常時観測火山」のうち、周辺に住民や登山者等が存在する火山について、噴火による影響範囲にかかる都道府県、市町村を指定

### (2) 避難施設緊急整備地域の指定

- ・火山の活動が活発で、退避壕等を緊急に整備する必要がある地域を指定

### (3) 降灰防除地域の指定

- ・降灰による住民の日常生活への支障を防止・軽減するため、学校や病院等において施設を整備する必要がある地域を指定

## 3. 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

### (1) 火山防災協議会

#### ①火山防災協議会での協議事項

- ・「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- ・退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等についても検討

#### ②火山防災協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家等

#### ③火山防災協議会の運営

- ・「コアグループ」の形成等

### (2) 地域防災計画に定めるべき事項

- ・火山防災協議会の意見聴取を踏まえ、警戒避難体制に関する事項を定める

### (3) 住民や登山者等に対する周知のための措置

- ・「火山防災マップ」の配布等

### (4) 避難確保計画の作成等

- ・集客施設等に対し、「避難確保計画」の作成や避難訓練の実施等を求める

## 4. 避難施設緊急整備計画並びに防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項 \*3

### (1) 避難施設緊急整備計画の作成

- ・避難施設緊急整備地域において、都道府県は、退避壕等の避難施設の整備計画を作成

### (2) 防災営農施設整備計画等の作成

- ・避難施設緊急整備地域またはその周辺の地域において、都道府県は、農作物等の被害を防除するために必要な施設の整備計画を作成

## 5. その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

### (1) 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備

- ・地方公共団体は、警戒地域に指定された活火山以外の活火山の周辺地域における警戒避難体制を整備

### (2) 登山者や観光客等に関する情報の把握等

- ・地方公共団体は、登山届等を通じ、登山者や観光客等に関する情報を把握
- ・登山者や観光客等は、情報収集等を通じ、自らの安全を確保

### (3) 火山防災情報の伝達等

- ・火山観測データ、「噴火警戒レベル」上げ下げの基準の公表。
- ・「臨時の解説情報」、「噴火速報」を発表
- ・交通、観光事業者との連携、外国語による情報伝達

### (4) 降灰除去事業

- ・多量の降灰があった道路等の降灰除去事業に対し支援を実施

### (5) 火山監視観測・調査研究体制の充実

- ・研究及び技術開発の推進、観測・評価体制の強化
- ・観測データの共有等、研究機関相互間の連携強化
- ・火山専門家の人材育成及び確保

### (6) 火山防災教育や火山に関する知識の普及

- ・ビジターセンター、ジオパーク、旅行会社等様々な機関と連携
- ・火山防災に関する学校教育

### (7) 火山災害の特徴を踏まえた発災時の対応

#### ①一時立入り

- ・避難生活が長期化する場合には一時立入りの可能性を検討する必要

#### ②立入規制・風評被害による経済的損失

- ・可能な支援を検討するとともに、正確な情報発信に努めることが重要

\* 1 国は、基本指針に基づいて、各種地域を指定し公示

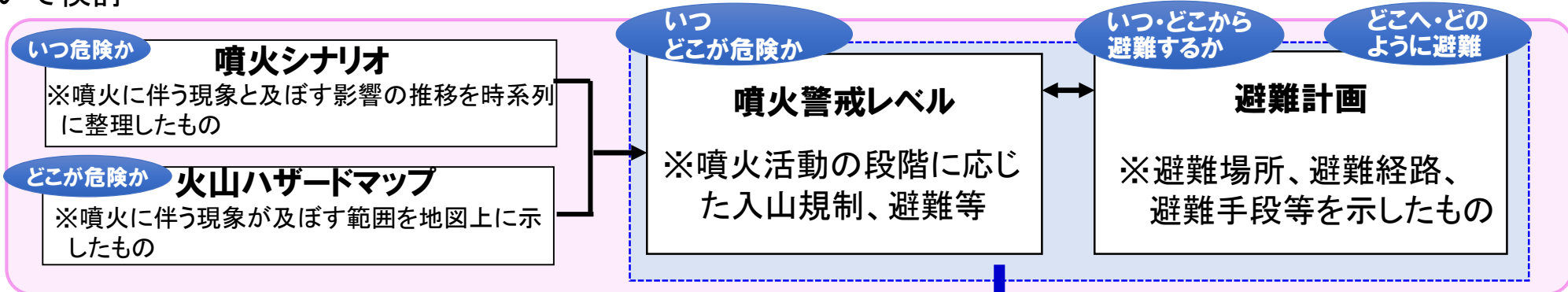
\* 2 警戒地域に指定された都道府県及び市町村は、火山防災協議会を設置

\* 3 都道府県は、基本指針に基づいて、各種計画を作成



# 火山災害警戒地域における避難計画の検討

火山災害警戒地域では、噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について検討



【噴火時等における具体的で実践的な避難計画策定の手引き(平成28年12月改定)】

○噴火警戒レベルに応じた避難対応について整理。噴火警戒レベルがあらかじめ引き上げられる場合と突発的に噴火する場合等を想定

活動火山対策特別措置法に挙げられている市町村地域防災計画に記載すべき事項

- 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達
- 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)
- 避難場所、避難経路
- 避難訓練、救助 等

## 避難計画に定めるべき項目

### 第1章 計画の基本的事項の検討

- ・火山ハザードマップと火山現象
- ・避難対象地域や入山規制の範囲等の設定
- ・避難の基本的方針

### 第2章 事前対策

- ・構成機関の役割と防災対応の整理
- ・防災体制、情報伝達体制等の構築
- ・指定避難所、避難促進施設の指定

### 第3章 噴火時等の対応(緊急フェーズ)

- ・噴火時等の対応について、3つの場合に分けてそれぞれの避難等の防災対応を整理
- ・広域避難の判断や警戒区域の設定
- ・救助活動の対応

### 第4章 緊急フェーズ後の対応

- ・避難の長期化に備えた対策
- ・避難勧告・指示の解除、一時立入の実施

### 第5章 平常時からの防災啓発と訓練

- ・住民、登山者等への防災啓発と学校での防災教育
- ・平常時の防災訓練

### ①噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合 噴火警戒レベルに応じた防災対応

- ・異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合: 情報共有体制の強化とともに、登山者等へ情報を伝達
- ・噴火警戒レベル2、3の場合: 火口周辺規制及び入山規制の実施とともに、避難促進施設と連携し、登山者等の避難誘導の実施
- ・噴火警戒レベル5の場合: 通行規制等の実施や住民等の避難誘導、避難所等の開設

### ②突発的に噴火した場合(1→2又は3)

- 登山者等の緊急退避※とその後の避難誘導
- ・緊急退避: 避難促進施設の呼びかけと緊急退避の実施
- ・情報伝達: 「噴火した」「緊急退避の実施」などの緊急情報の伝達
- ・避難誘導: 火山の活動状況等を踏まえ、協議会等で避難誘導の時期や方法を協議・実施

※緊急退避とは、噴石等から身を守るための緊急的な行動

### ③事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(2又は3→5)

- 住民等の緊急退避と情報伝達
- ・緊急退避: 短期間で火山現象が到達する恐れのある避難対象地域の住民等も緊急退避を実施
- ・情報伝達: 迅速に避難勧告・指示の発令

# 市町村地域防災計画等における火山対策に係る記載事項に関する調査(概要)

対象数	火山災害警戒地域に指定された市町村 のべ155市町村	
回答数	155市町村	
調査内容	平成29年3月31日現在での、活動火山対策特別措置法第6条の各事項に関する市町村地域防災計画等※1における「登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3等発表時)の対策※2」と「住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)の対策※3」のそれぞれの記載の有無	
記載の有無を確認した事項	<p>第1項第1号 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>第1項第2号 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項</p> <p>第1項第3号 避難施設その他の避難場所に関する事項</p> <p>第1項第3号 避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>第1項第4号 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>第1項第6号 救助に関する事項</p>	
策定済の判定方法	<p>✓ 火口周辺地域(噴火警戒レベル等2, 3発表時に警戒すべき範囲)を有している市町村が、登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3等発表時)と住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)毎の対策として上記事項を全て記載している場合を「策定済」とする。(120市町村)</p> <p>✓ 火口周辺地域(噴火警戒レベル等2, 3発表時に警戒すべき範囲)を有していない市町村は、住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)の対策として上記事項を全て記載している場合を「策定済」とする。(35市町村)</p>	

居住地域等を有し、住民等向け(噴火警戒レベル4, 5等発表時)の対策が必要な市町村  
155市町村

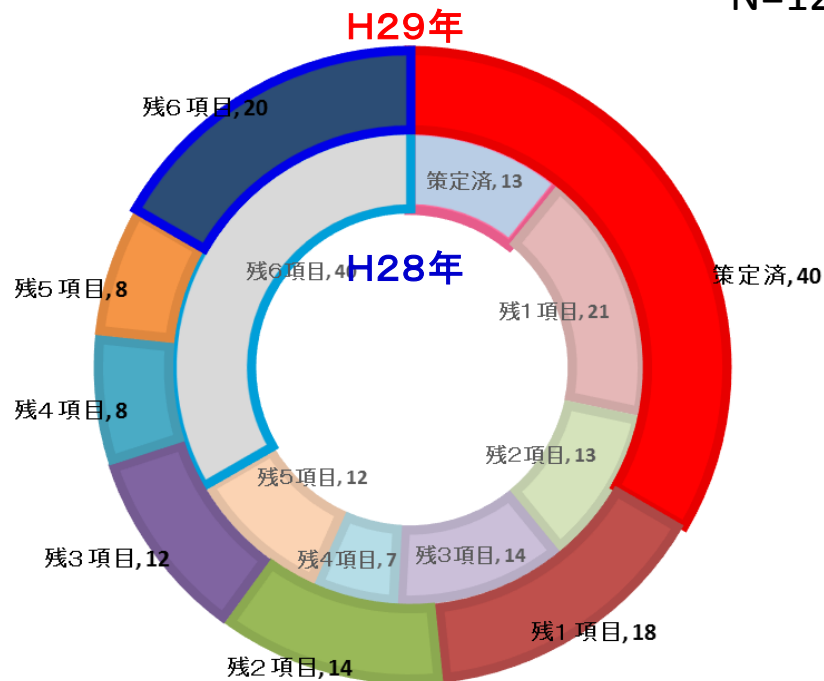
うち、火口周辺地域を有し、登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3等発表時)の対策が必要な市町村  
120市町村

※1 市町村地域防災計画のほか、火山単位で作成した避難計画等で市町村が明示的にわかるものを含む  
 ※2 「登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3発表時等)の対策」とは噴火警戒レベル2, 3等発表時における登山者等の入山規制等、火口周辺地域における対策を指す。噴火警戒レベルが導入されていない火山では、噴火警報(火口周辺)発表時の対策になる。  
 ※3 「住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)の対策」とは噴火警戒レベル4, 5等発表時における住民の避難等、居住地域等における対策を指す。噴火警戒レベルが導入されていない火山では、噴火警報(居住地域)発表時の対策となる。

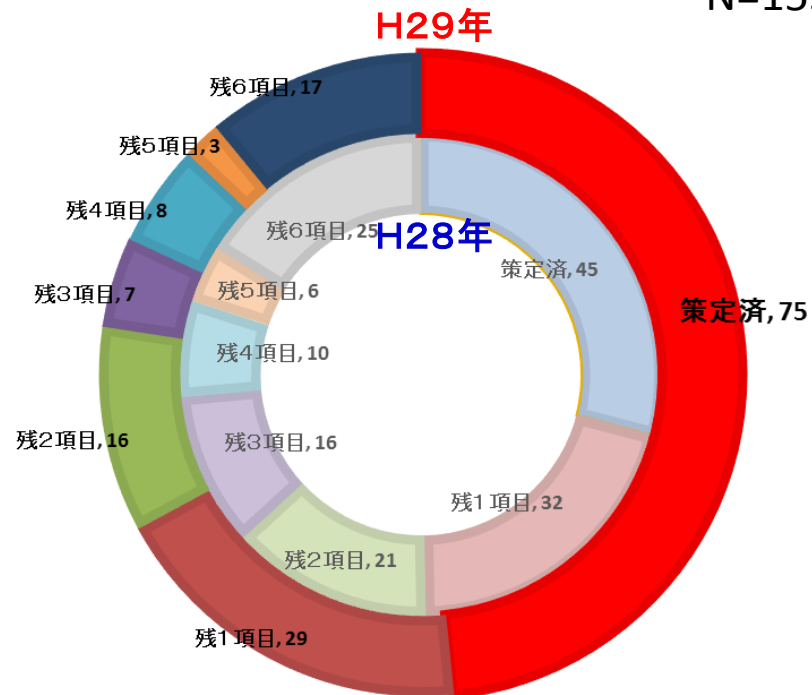
対策例		レベル5	レベル4	レベル3	レベル2
居住地域等	住民避難	←			
	要配慮者等避難	←			
火口周辺地域	入山規制	←			
	火口周辺規制	←			

# 市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況の分析①

登山者等向け（噴火警戒レベル2, 3発表時等）の対策  
N=120



住民等向け（噴火警戒レベル4, 5発表時等）の対策  
N=155



登山者等	住民等	市町村数
済	済	40
(火口周辺地域なし)	済	11
未	済	26
未	未	64
(火口周辺地域なし)	未	25

策定済 51市町村

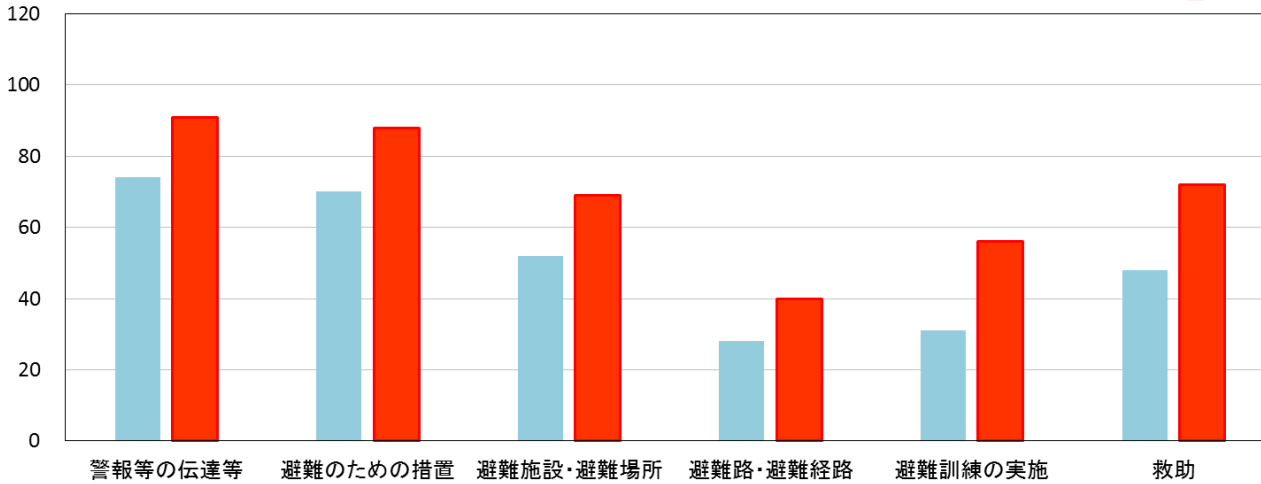
- 住民等向け（噴火警戒レベル4, 5発表時等）の対策、登山者等向け（噴火警戒レベル2, 3発表時等）の対策とも、火山災害警戒地域指定後約1年で、策定済の割合は上昇。
- 登山者等向け（噴火警戒レベル2, 3発表時等）の対策は全項目未策定の市町村の割合が減少
- 住民等向け（噴火警戒レベル4, 5発表時等）の対策で、残り1項目ないし2項目としている市町村数はほぼ同数。

# 市町村地域防災計画等における避難計画に係る記載状況の分析②

N=120

登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3等発表時等)の対策

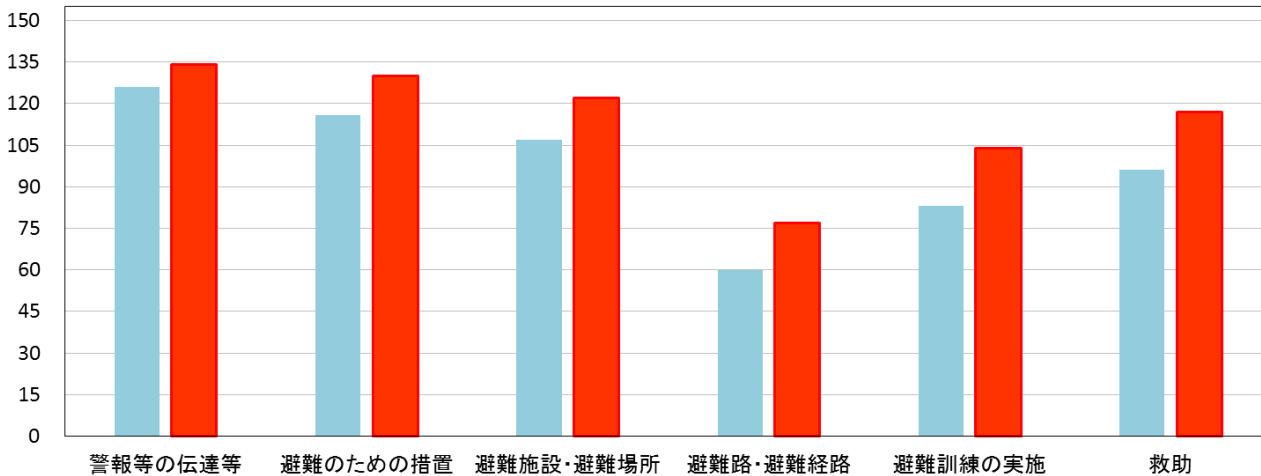
H28 H29



N=155

住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)の対策

H28 H29



□ 登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3発表時等)、住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)の対策とも、避難路・避難経路の策定率が低い。

- ✓ 登山者等向け(噴火警戒レベル2, 3発表時等)の対策については、入山規制等の「登山者等を警戒すべき範囲に入れたい」対策は進んでいるが、「噴火警戒レベル発表時や突発噴火時に登山者等をどのように警戒すべき範囲外に避難させるか」等を具体的に検討できていないことが原因の一つと考えられる。これは住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)の対策に比べて避難施設・避難場所や救助の項目の策定率が低いことにもつながっていると考えられる。
- ✓ 住民等向け(噴火警戒レベル4, 5発表時等)の対策については、避難すべき地区や収容する避難所・避難場所等は定めているが、「どこの住民をどこの避難所等に収容するか」等を具体的に検討が出来ていないことが原因の一つと考えられる。



# 火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況

火山災害警戒地域が指定された49火山における市町村の火山防災対策の取組状況(平成29年6月23日現在)

火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載(※1)		火山名	関係都道府県	火山防災協議会設置	火山ハザードマップ作成	噴火警戒レベル運用	市町村地域防災計画等における警戒避難に関する記載(※1)	
					策定済市町村数(※2)	関係市町村数(※3)						策定済市町村数(※2)	関係市町村数(※3)
アトサヌプリ	北海道	◎	○	○	◎	( 1 [ 1 ] / 1 )	新潟焼山	新潟県、長野県	◎	○	○	○	( 1 [ 3 ] / 3 )
雌阿寒岳	北海道	◎	○	○	◎	( 3 [ 3 ] / 3 )	弥陀ヶ原	富山県	◎				( 0 [ 1 ] / 3 )
大雪山	北海道	◎				( 0 [ 3 ] / 3 )	焼岳	長野県、岐阜県	◎	○	○		( 0 [ 2 ] / 2 )
十勝岳	北海道	◎	○	○	◎	( 6 [ 6 ] / 6 )	乗鞍岳	長野県、岐阜県	◎	○			( 0 [ 1 ] / 2 )
樽前山	北海道	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 3 )	御嶽山	長野県、岐阜県	◎	○	○	○	( 1 [ 5 ] / 5 )
倶多楽	北海道	◎	○	○	◎	( 2 [ 2 ] / 2 )	白山	岐阜県、石川県	◎	○	○	◎	( 2 [ 2 ] / 2 )
有珠山	北海道	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 3 )	富士山	山梨県、静岡県	◎	○	○	○	( 6 [ 15 ] / 15 )
北海道駒ヶ岳	北海道	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 3 )	箱根山	神奈川県	◎	○	○	◎	( 1 [ 1 ] / 1 )
恵山	北海道	◎	○	○		( 0 [ 1 ] / 1 )	伊豆東部火山群	静岡県	◎	○	○	○	( 1 [ 2 ] / 2 )
岩木山	青森県	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 6 )	伊豆大島	東京都	◎	○	○	◎	( 1 [ 1 ] / 1 )
八甲田	青森県	◎	○			( 0 [ 1 ] / 2 )	新島	東京都	◎				( 0 [ 0 ] / 1 )
十和田	青森県、秋田県	◎		○		( 1 [ 3 ] / 3 )	神津島	東京都	◎				( 0 [ 0 ] / 1 )
秋田焼山	秋田県	◎	○	○	○	( 1 [ 2 ] / 2 )	三宅島	東京都	◎	○	○	◎	( 1 [ 1 ] / 1 )
岩手山	岩手県	◎	○	○	○	( 2 [ 4 ] / 4 )	八丈島	東京都	◎	○			( 0 [ 0 ] / 1 )
秋田駒ヶ岳	秋田県、岩手県	◎	○	○	◎	( 2 [ 2 ] / 2 )	青ヶ島	東京都	◎	○			( 0 [ 0 ] / 1 )
鳥海山	秋田県、山形県	◎	○			( 0 [ 4 ] / 4 )	鶴見岳・伽藍岳	大分県	◎	○	○		( 0 [ 4 ] / 4 )
栗駒山	秋田県、岩手県、宮城県	◎	○		○	( 1 [ 4 ] / 4 )	九重山	大分県	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 3 )
蔵王山	山形県、宮城県	◎	○	○	○	( 4 [ 5 ] / 5 )	阿蘇山	熊本県	◎	○	○	○	( 2 [ 3 ] / 3 )
吾妻山	山形県、福島県	◎	○	○	○	( 1 [ 3 ] / 3 )	雲仙岳	長崎県	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 3 )
安達太良山	福島県	◎	○	○	○	( 2 [ 5 ] / 6 )	霧島山	宮崎県、鹿児島県	◎	○	○	○	( 1 [ 6 ] / 6 )
磐梯山	福島県	◎	○	○	○	( 1 [ 4 ] / 6 )	桜島	鹿児島県	◎	○	○	◎	( 2 [ 2 ] / 2 )
那須岳	福島県、栃木県	◎	○	○		( 0 [ 3 ] / 4 )	薩摩硫黄島	鹿児島県	◎	○	○		( 0 [ 1 ] / 1 )
日光白根山	栃木県、群馬県	◎		○		( 0 [ 3 ] / 3 )	口永良部島	鹿児島県	◎	○	○	◎	( 1 [ 1 ] / 1 )
草津白根山	群馬県、長野県	◎	○	○	○	( 1 [ 5 ] / 5 )	諏訪之瀬島	鹿児島県	◎	○	○	◎	( 1 [ 1 ] / 1 )
浅間山	群馬県、長野県	◎	○	○	○	( 2 [ 6 ] / 6 )	合計		49	43	38	28	( 51 [ 140 ] / 155 )

(※1)平成29年3月31日現在で、関係市町村の一部で策定済の場合には「○」、関係市町村の全ての市町村で策定済の場合には「◎」とした。

(※2)対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル等2、3発表時に警戒すべき範囲)を有している場合は、登山者等向け(噴火警戒レベル2、3等発表時)と住民等向け(噴火警戒レベル4、5等発表時)のそれぞれの対策として、対象市町村が火口周辺地域(噴火警戒レベル等2、3発表時に警戒すべき範囲)を有していない場合は、住民等向け(噴火警戒レベル4、5等発表時)の対策として、活動火山対策特別措置法第6条第1項1、2、3、4、6号の各事項を全てを記載している場合を「策定済」とした。

(※3)火山災害警戒地域に指定された市町村数

(※4)[ ]内は、活動火山対策特別措置法第6条第1項1、2、3、4、6号の各事項について、最低1事項は策定している市町村数